

訓練

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部

※これは速報であり、数値等は今後変わることがある。

北海道西方沖を震源とする地震による被害情報について

(第3報：令和8年11月6日17時00分現在)

令和8年11月6日に発生した地震による、現時点で把握している施設の状況及び政府の対応状況等の概要は、以下のとおりです。	
原子力施設の状況	
(1) 北海道電力(株)泊発電所(泊村震度7)	
1号機	：停止中(定検)
2号機	：停止中(定検)
3号機	：定格熱出力一定運転中
○プラントの状態	
<3号機>	
14:00	原子炉自動停止
15:01	AL21(原子炉冷却材の漏えい)事業者判断 AL42(単一障壁の喪失または喪失のおそれ)事業者判断
16:21	SE21(原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置 による一部注水不能)事業者判断
16:45	原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法第10条事象と確認
○排気筒モニタ、モニタリングポスト(現時点で異常なし)	

【1. 総括関係】

1. 地震の概要について

(1) 発生日時・場所

令和8年11月6日

14:00 北海道西方沖(北緯43.5度、東経140.0度)

震源の深さ 約10km、マグニチュード8.0

(2) 原子力施設所在地域における主な震度

震度7 : 北海道泊村

震度5弱 : 青森県東通村 青森県むつ市

訓練

津波注意報 発表中

2. 政府の主な対応

(1) 会議等の設置

令和8年11月6日

14:00 地震に対する官邸対策室設置

緊急参集チーム・各省庁リエゾンを招集

14:00 総理指示

1. 早急に被害状況を把握すること

2. 地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針の下、
政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急
対策に全力で取り組むこと

3. 国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行
うこと

4. 人命と財産への被害、経済・物流への影響が想定されること
から、非常災害対策本部の設置に向け準備等を進めること

14:05 泊発電所に係る原子力規制委員会・内閣府事故合同警戒本部を設
置

14:06 泊発電所に係る原子力規制委員会・内閣府事故合同現地警戒本部
を設置

16:45 泊発電所に係る原子力規制委員会・内閣府事故合同対策本部設置
泊発電所に係る原子力規制委員会・内閣府事故合同現地対策本
部設置

16:45 官邸に北海道電力株式会社泊発電所3号機における事故に関す
る官邸対策室を設置

16:45 総理指示

1. 原子力施設の状況を早急に把握するとともに、事態の収拾に
全力を尽くすこと

2. 地方自治体、関係機関とも緊密に連携し、人命第一の方針の
下、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策
に全力で取り組むとともに、避難準備や緊急時放射線モニタ
リング等、住民の安全確保に万全を期すこと

3. 国民に対し、避難や原子力施設の状況等に関する情報提供を
適時的確に行うこと

4. 現地で活動する際は安全確保に十分留意すること

訓練

(2) 政務・幹部等参集状況

【官邸】

原子力規制庁 市村原子力規制技監

【原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）】

【内閣府】

内閣府（原子力防災） 森下統括官

原子力規制委員会 山中委員長、杉山委員

【泊オフサイトセンター（OFC）】

【北海道電力（株）事態即応センター】

【2. プラント関係】

1. 原子力施設の被害状況に関する情報

1. 北海道電力（株）泊発電所

(1) 事象発生前のプラントの状況

1号機	定期検査停止中
2号機	定期検査停止中
3号機	運転中

(2) トラブルの経過

【共通】

令和8年11月6日

14:00 外部電源喪失。

15:01 **【警戒事態】**3号機において、原子炉冷却材の漏えい(AL21)、単一障壁の喪失または喪失のおそれ(AL42)に該当すると事業者判断。

16:21 **【施設敷地緊急事態】**3号機において、施設敷地緊急事態(SE21:原子炉冷却材の漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能)に該当すると事業者判断。

16:45 3号機において、原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法第10条事象と確認。

訓練

【1号機】

令和8年11月6日

- 14:00
 - ・モニタリングポスト、排気筒モニタ異常なし
 - ・外部電源 66kV より受電中
 - ・使用済燃料ピットスロッシングによる漏えい有(約 1m³)
- 15:10 1, 2 号補助ボイラー燃料タンクにて火災報知器作動。
15:11 公設消防へ通報連絡実施
⇒発電所自衛消防隊にて消火活動開始
- 16:15 1, 2 号補助ボイラー燃料タンクの火災は鎮火

【2号機】

令和8年11月6日

- 14:00
 - ・モニタリングポスト、排気筒モニタ異常なし
 - ・外部電源 66kV より受電中
 - ・使用済燃料ピットスロッシングによる漏えい有(約 1m³)

【3号機】

令和8年11月6日

- 14:00
 - ・原子炉トリップ成功(水平地震大トリップ)
 - ・排気筒モニタ, モニタリングポスト異常なし
 - ・外部電源喪失(275kV 泊幹線・後志幹線 1L, 2L 電圧無し、66kV 3号 後備変圧器停止)
 - ・1次冷却材の漏えい発生、充てんポンプにて原子炉注水中。
 - ・3A、B-D/G 自動起動
 - ・3A、B-M/D 補助給水ポンプ及び T/D 補助給水ポンプ自動起動
 - ・ECCS 作動なし
 - ・使用済燃料ピットのスロッシングによる漏えい有(約 1m³)
 - ・ディーゼル駆動消火ポンプトリップ
- 14:33 ディーゼル駆動消火ポンプに損傷を確認。早期復旧不可。
- 14:35 後備変圧器遮断器の本体に損傷を確認。復旧見込みについては調査中。
- 14:45 3 号機燃料取扱棟(管理区域)にて地震に伴う転倒等により傷病者3名(A・B・C)発生
- 14:49 使用済燃料ピットポンプ A を起動し、使用済燃料ピットの冷却を再開。
- 14:58 1 次冷却材漏えい量が増加し、加圧器水位・圧力がわずかに低下したため、手動安全注入を発信。
- 15:01 警戒事態(AL21:原子炉冷却材の漏えい), (AL42 単一障壁の喪失または喪失のおそれ)に該当すると事業者判断。

訓練

- 15:20 タービン建屋 2 階(非管理区域)において 2 名傷病者(X・Y)発生
- 15:40 6-3A母線停電
 ・3A-高圧注入ポンプ、3A-余熱除去ポンプ、3A-格納容器スプレイポンプ、3A-充てんポンプ起動不可
 ・3A-電動補助給水ポンプ停止
- 16:10 使用済燃料ピットポンプ B を起動し、使用済燃料ピットの冷却を再開。
- 16:21 3B-余熱除去ポンプのメカニカルシール部に焼き付きと異臭を確認。運転不可と判断。
- 16:21 施設敷地緊急事態(SE21:原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能)に該当すると事業者判断。
- 16:35 6-3A母線の現場確認の結果、早期復旧は不可。
- 16:45 原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法第 10 条事象と確認。

(3)施設の現在の状況

① 止める

1号機	定期検査停止中
2号機	定期検査停止中
3号機	原子炉自動停止

② 冷やす

1号機	定期検査停止中
2号機	定期検査停止中
3号機	■1次系(原子炉) 注水中 ■2次系(蒸気発生器) 注水中

③ 閉じ込める

1号機	モニタリングポスト指示値に変化なし
2号機	モニタリングポスト指示値に変化なし
3号機	モニタリングポスト指示値に変化なし

④ 使用済燃料ピット

1号機	冷却中
2号機	冷却中
3号機	冷却停止(11/6 14:00)→冷却再開

訓練

(11/6 14:49)→冷却停止(11/6 15:40)
→冷却再開(11/6 16:10)

(4)進展予測と対応状況

【共通】

<事象進展> —

<対応状況>

① 電源

・外部電源喪失

2 7 5 k V 泊幹線・後志幹線 1L, 2L ブッシング損傷のため早期復旧不可

6 6 k V 3号後備変圧器は設備破損のため早期復旧不可

② 冷却 : —

③ その他: —

【1号機】

<事象進展> —

<対応状況>

① 電源 : —

② 冷却 : —

③ その他: —

【2号機】

<事象進展> —

<対応状況>

① 電源 : —

② 冷却 : —

③ その他: —

【3号機】

<事象進展>

■原子炉

11/6 14:43 の状況から原子炉注水が停止し、ECCS および CV スプレー不可となった場合

・燃料頂部露出:42 分後

・炉心損傷:1 時間 12 分後

・原子炉容器破損:5 時間 36 分後

・格納容器最高使用圧力到達:4 時間 48 分後

訓練

・格納容器破損:9 時間 24 分後

■使用済燃料ピット

—

<対応状況>

① 電源

- ・ B－ディーゼル発電機（給電中）
- ・ A， B－代替非常用発電機（未着手）
- ・ 可搬型代替電源車（未着手）

② 冷却

<<蒸気発生器給水>>

- ・ B－電動補助給水ポンプ（給水中）
- ・ タービン動補助給水ポンプ（給水中）

<<炉心冷却>>

- ・ B， C－充てんポンプ（給水中）
- ・ B－高圧注入ポンプ（給水中）
- ・ 代替格納容器スプレイポンプ（未着手）
- ・ B－格納容器スプレイポンプ（未着手）
- ・ 可搬型大型送水ポンプ車（海水）（未着手）
- ・ 可搬型大型送水ポンプ車（代替給水ピット）（未着手）
- ・ 可搬型大型送水ポンプ車（原水槽）（未着手）

③ その他

<<格納容器除熱>>

—

【3. 住民防護関係】

○ オフサイトの直近の対応状況	
令和8年11月6日	
14:05	関係地方公共団体に連絡体制の確立等を要請(AL1)
15:21	関係地方公共団体にPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の

訓練

	避難準備を要請(AL2)
16:57	PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難を要請(SE) PAZ内の住民に屋内退避準備を要請(SE)
<避難状況等>	
令和8年11月6日	
15:10	泊村、共和町のPAZ避難者の札幌市、留寿都村、黒松内町の受け入れ可能を受け、北海道災害対策本部が避難要領等の細部調整を実施
15:15	北海道災害対策本部がバス協会に対し、PAZ の要配慮者及び住民避難用バス準備を要請
16:45	北海道災害対策本部が関係町村に対し、PAZ及びUPZ内観光施設等の一時滞在者に帰宅呼びかけを実施するよう指示

1. 住民避難に関する情報

(1) 避難準備要請区域

令和8年11月6日	
15:21	- 施設敷地緊急事態要避難者(注)及びその避難を支援する者に対して、避難の準備を開始するよう要請。ただし、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては、屋内退避の準備を開始するよう要請。 - 施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者が屋内退避するための施設の準備を開始するよう要請。 - 同発電所から概ね30km圏内の一時滞在者に対して、帰宅するよう要請。 (注) 施設敷地緊急事態要避難者 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。 イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。)(ロ又はハに該当する者を除く。)(うち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者 ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
16:57	PAZの住民等(施設敷地緊急事態要避難者及びその避難等を支援する者を除く)に対して、避難の準備を開始するよう要請。また、避難のため、バス集合場所等の開設準備、避難先、避難経路、輸送手段、安定ヨウ素剤配布の調整等必要な準備を開始するよう要請

訓練



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	ほっかいどう 北海道	とまりむら 泊村 の一部(①)
		きょうわちよう 共和町 の一部(②)
		いわないちよう 岩内町 の一部(③)
UPZ	ほっかいどう 北海道	とまりむら 泊村 の全域(①を除く)
		きょうわちよう 共和町 の全域(②を除く)
		いわないちよう 岩内町 の全域(③を除く)
		かもえないむら 神恵内村 の全域
		すつつちよう 寿都町 の一部
		らんごしちよう 蘭越町 の全域
		ちよう ニセコ 町 の全域
		くつちゃんちよう 倶知安町 の全域
		しゃごたんちよう 積丹町 の全域
		ふるひらちよう 古平町 の全域
		にきちよう 仁木町 の全域
		よいちちよう 余市町 の全域
		あかいがわむら 赤井川村 の一部

(2)避難要請・指示区域

令和8年11月6日

訓練

16:57	施設敷地緊急事態要避難者及びその避難を支援する者に対して、安全な避難が可能となり、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難するよう要請
-------	--

(3)屋内退避準備要請区域

令和8年11月6日	
16:57	同発電所から概ね5kmから30km圏内(UPZ)の住民等に対して、屋内退避の準備を開始するよう要請。また、必要に応じ、自宅等で屋内退避できない者が屋内退避するための施設の準備を開始するよう要請

(4)屋内退避指示区域

令和8年11月6日	
16:57	施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては、安全な形で避難できるよう準備を進めているため、その準備が整うまでの間は屋内退避するよう要請

(5)住民避難状況

現在のところなし

(6)周辺の被害状況

令和8年11月6日	
14:35	北海道災害対策本部が泊村、共和町、岩内町、寿都町、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町に対し、PAZ内及びUPZ内の放射線防護対策施設の被害状況について確認するよう指示

【4. 医療関係】

○ オフサイトの直近の対応状況
・ 安定ヨウ素剤：備蓄場所の被災状況 確認中
・ 原子力災害医療：被ばく傷病者 あり（3名）
・ 原子力災害拠点病院：受入れ可

訓練

1. 安定ヨウ素剤の服用に関する情報

令和8年11月6日

15:00 安定ヨウ素剤備蓄場所の被災状況：確認中

16:00 安定ヨウ素剤備蓄場所の被災状況：確認中

17:00 安定ヨウ素剤備蓄場所の被災状況：確認中

2. 原子力災害医療に関する情報（安定ヨウ素剤の服用に関する情報を除く）

（1）基本情報

令和8年11月6日

14:59 指定公共機関及び高度被ばく医療支援センターの参集状況

弘前大学：4名

福島県立医科大学：3名

広島大学：5名

長崎大学：4名

福井大学：3名

QST：10名

15:00 ERC 要員8／10名参集済み

15:15 ERC 要員10／10名参集済み

16:15 北海道内の原子力災害拠点病院の状況について

公立大学法人札幌医科大学付属病院：受け入れ可能

国立大学法人北海道大学病院：受け入れ可能

国立大学法人旭川医療大学病院：受け入れ可能

独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター：受け入れ可能

独立行政法人国立病院機構北海道医療センター：受け入れ可能

北海道社会事業組合岩内病院：受け入れ可能

JA北海道厚生連ニセコ羊蹄倶知安厚生病院：受け入れ可能

北海道社会事業組合余市病院：受け入れ可能

小樽市立病院：受け入れ可能

（2）負傷者関連

令和8年11月6日

15:00 傷病者3名 確認中

傷病者A

管理区域内（3号機燃料取扱棟）

意識あり 左すね出血有 外傷有

14:00 詳細確認中

訓練

15 : 10

意識混濁 左すね出血有 汚染有 (約 20 cm^2) (30B1/ cm^2) 除染しない

傷病者 B

管理区域内 (3号機燃料取扱棟)

意識有り 左肩裂傷出血有 外傷有 右足首ひねり 汚染確認中

14 : 00 詳細確認中

15 : 10

汚染有 (除染前 20Bq/ cm^2 、除染後 15Bq/ cm^2)

傷病者 C

管理区域内 (3号機燃料取扱棟)

意識有り

1、右腕裂傷部出血有 汚染有

2、左足首腫れあり 汚染確認中 歩行困難

14 : 00 詳細確認中

15 : 10

汚染有 (除染前 20Bq/ cm^2 、除染後 15Bq/ cm^2)

15 : 20 傷病者 2 名 確認中 発生時刻 14 : 48

傷病者 D

非管理区域 (3号機タービン建屋)

意識有り

右腕腕部切創 出血あり・汚染なし

15 : 45

搬送先 : 倶知安厚生病院

傷病者 E

非管理区域 (3号機タービン建屋)

意識有り

左手熱傷 出血なし・汚染なし

15 : 45

搬送先 : 余市協会病院

15 : 48

傷病者 A~C 15 : 30 岩内協会病院到着

(3) 避難退域時検査関連

令和8年11月6日

訓練

15 : 00 情報なし

(4) 人員派遣関連

令和8年11月6日

15 : 00 情報なし

16 : 45 原子力災害医療派遣チームの派遣対応な体制について

◆弘前大学：1チーム（5名）

- ・ 医師：1名、看護師：1名、放射線技師2名、その他（業務調整員）：1名
- ・ 弘前大学（原子力災害医療・総合支援センター）が所掌する原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関については派遣不可

◆福島県立医科大学：1チーム（4名）

- ・ 医師：1名、看護師：1名、放射線技師1名、その他（業務調整員）：1名

◆福井大学：1チーム（5名）

- ・ 医師：1名、看護師：1名、放射線技師2名、その他（業務調整員）：1名

◆広島大学：2チーム（1チーム6名 計12名）

- ・ 医師：1名、看護師：2名、放射線技師2名、その他（業務調整員）：1名

◆長崎大学：1チーム（5名）

- ・ 医師：1名、看護師：2名、放射線技師1名、その他（業務調整員）：1名

【5. 放射線防護関係】

○ 放射性物質の外部への影響関係

- ・ 原子力施設外での放射性物質による影響
 - ① OIL1を超過したモニタリングポスト：なし
 - ② OIL2を超過したモニタリングポスト：なし
 - ③ 飲食物のスクリーニング基準を超過したモニタリングポスト：なし
- ・ 飲食物の出荷・摂取制限
 - 現在のところなし

訓練

令和8年11月6日	
・原子力施設外のモニタリングポスト稼働状況：欠測あり	

1. 放射性物質の外部への影響に関する情報

(1) モニタリング情報

- ア 原子力施設外での放射性物質による影響（17：00現在）
現在のところ放出なし
- イ 原子力施設外のモニタリングポスト稼働状況（別紙参照）
1局欠測（80局/81局：稼働中）
蘭越町御成（らんこしちょうおなり）（UPZ：南南西 22.8km）

追加可搬型モニタリングポストを設置

- ・潮路小学校（しおじしょうがっこう）
- ・寿都町役場（すつつちょうやくば）
- ・旧落合小学校グラウンド（きゅうおちあいしょうがっこう）
- ・山村活性化支援センター（さんそんかつせいかしえん）

(2) 緊急時モニタリング実施計画

緊急時モニタリング実施計画（第1版）策定（16：45）

(3) 人員派遣・資機材関連

- JAEA（16：54）3名、QST（16：51）3名要員派遣要請
- 六ヶ所、女川、東海・大洗、柏崎刈羽、敦賀、高浜、大飯、島根、伊方、
玄海、川内の上席放射線防災専門官に参集指示（16：48）
- 緊急事態応急対策委員3名待機
- EMC 派遣要員3名待機

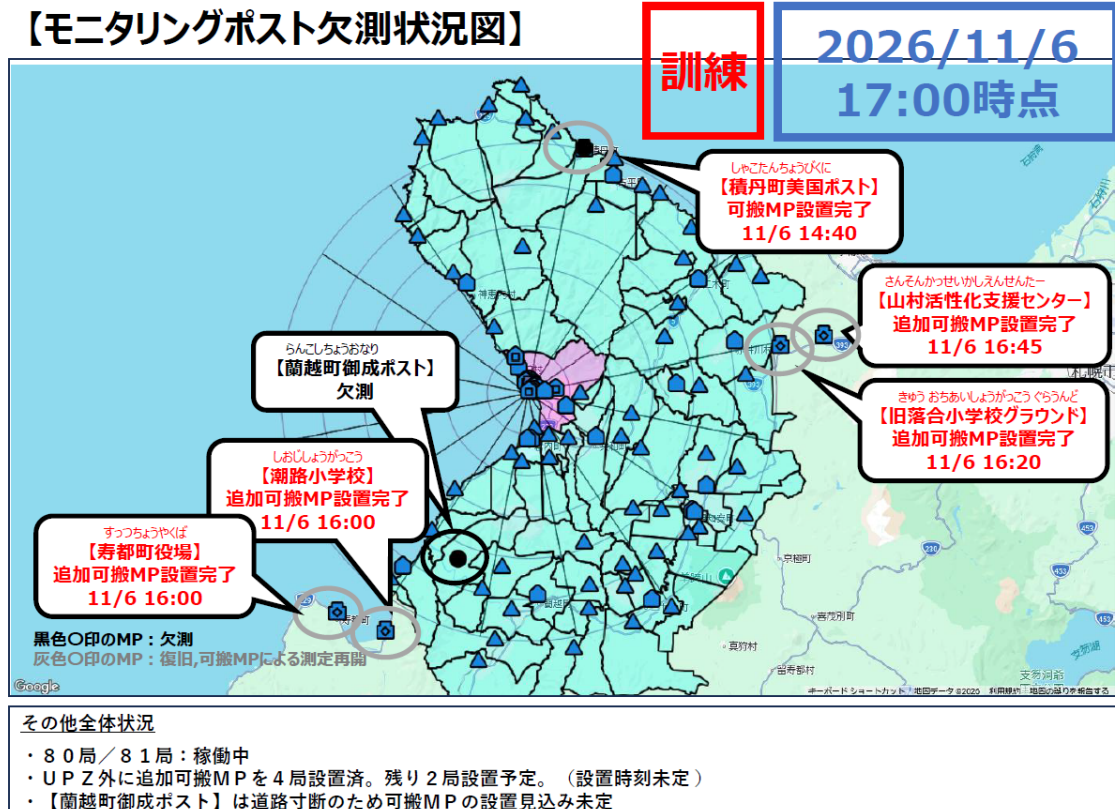
(4) 出荷制限・摂取制限関連

現在のところなし

訓練

別紙

【モニタリングポスト欠測状況図】



【6. 実動対処関係】

1. 実動省庁による支援

令和8年11月6日

15:37：北海道原子力防災センターにヘリの離着陸可能な周辺施設の状況を確認。共和町営野球場、他小学校等の周辺施設の回答あり。

16:35：防衛省へOFC等派遣要員の緊急輸送支援について、支援の可否を確認。防衛省からOFC等派遣要員の緊急輸送支援について、支援可能との回答。

航空自衛隊入間基地から航空自衛隊千歳基地まで固定翼機、千歳基地から陸上自衛隊倶知安駐屯地経由で共和町営野球場まで回転翼機での輸送支援の協力を要請。

17:00：防衛省へOFC等派遣要員の緊急輸送支援について、17:30

訓練

規制庁出発、入間基地に19：30着予定、搭乗人数は48名
(搭乗人数のうち、5名は千歳空港まで輸送) 予定を連絡。

17：00：入間基地までの先導車を警察庁に要請。

【7. 広報関係】

1. プレス等公表の状況（国際関係を除く）

（1）情報提供

令和8年9月3日

16:00 記者ブリーフィング（第1回）

17:00 記者ブリーフィング（第2回）

（2）記者会見等

【8. 国際関係】

1. プレス等公表の状況（国際関係）

（1）情報提供

令和8年11月6日

14：52 IAEA通報第1報

15：20 IAEA通報第2報

（2）放射性物質の外部への影響に関する情報

現在のところなし

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)広報班